

令和3年6月14日

公益財団法人高知県農業公社

(農地中間管理機構)

理事長 土居内 淳一 様

高知県農地中間管理事業評価委員会

委員長 松島 貴



令和2年度農地中間管理事業の実施状況の評価及び意見について

農地中間管理事業評価委員会規程第2条に規定する評価及び意見は別紙のとおりである。

今回の評価結果を基に、所期の目的達成のため今後とも一層の尽力をお願いする。

令和2年度 高知県における農地中間管理事業実施状況に対する評価及び意見

高知県農地中間管理事業評価委員会

1 事業実績の概要

事業7年目の令和2年度は、本部職員13名（うちエリア担当職員7名）農地集積推進支援契約職員（以下、「推進支援員」という。）10名及び農地活用サポーター15名の体制で農地中間管理事業を実施した結果、実績は以下のとおりであった。

機構の借入面積 110.4ha（428件）

機構の転貸面積 84.1ha（196件）

2 評価

次のような厳しい事業環境の中で、農地中間管理事業による借入・転貸は、令和元年度と概ね同水準の実績を上げており、農地中間管理機構（以下、機構という。）の取組みは一定評価できる。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、人の移動の抑制や、三密の回避などが求められたことから、地域等での話し合いの機会が持ちづらいなど、機構の事業推進活動に少なからず影響があった。
- ・ 事業開始から7年目を迎え、集落営農組織などの既存組織を対象とする地域一体的な大規模集積への取り組みがほぼ一巡し、担い手への農地集積機運が高まった平坦部での新たな農地貸借の掘り起こしは概ね完了している。また、相対契約から機構事業への切替えが進んでおり、機構事業の増加が担い手への農地集積率向上に結びつかない事例もある。

一方で、地域ごとに借入・転貸といった機構の事業実績に特色、格差が存在する。今後の事業推進において機構は、県、市町村、農業委員会、JA等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、地域ごとの農業担い手状況、農業経営環境等の相違を分析しつつ、「人・農地プラン」の策定とその実質化への取り組み等とあわせて、各地域に適合した事業推進により、高実績地域

(平坦部など)での継続的な農地流動化の掘り起こし、低実績地域(中山間地域など)での事業制度の周知と事業への取り組み拡大が重要となる。

このような視点からみて、令和2年度の機構事業は次の諸成果により一定評価できる。

(1) 関係機関との連携

ア エリアごとに配置している推進支援員、本部スタッフが市町村、関係機関と緊密に連携し、担い手との意見交換等を通して、農地中間管理事業制度の周知と事業実施による担い手への農地利用集積を図っている。

イ 人・農地プランの早期実質化に向けて、県、農業委員会ネットワーク機構及び機構の三者が一体となり、市町村農業委員会及び担当課と連携しつつ、地域関係者に働きかけ(ヒアリング、情報提供、意見聴取等を行い)機運醸成に努めている。

(2) 重点地区での基盤整備事業との連携

ア 農地中間管理機構関連農地整備事業(以下「機構関連事業」という。)や農地耕作条件改善事業の実施地区を重点地区とし、地元協議や調整に計画段階から参画するなど、県や市町村等の関係機関と連携して事業を推進している。

特に、機構関連事業において黒潮町加持地区・四万十町影野地区では、事業対象農地の借入が一部の農地で難航したにもかかわらず早期に中間管理権が設定でき、事業採択に繋がっている。

イ 施設園芸団地の整備事業との連携では、南国市植田地区次世代施設園芸団地整備をはじめとして各地で地元協議等に参画し、担い手となる事業者との調整を行い、長期間の賃貸契約の締結により大規模ハウス団地整備への着手に繋がっている。

(3) 中山間地域など重点地区以外での取組み

ア 各地域に駐在する推進支援員(全県で10名)が、日常的に地域に入り込んで活動することで、中山間地域の狭小な農地などについてもきめ細かなマッチングに取り組むとともに、各種相談会に参加するなど、機構の役割や事業制度の周知に努めている。

イ 市町村単位で農地等の利用最適化を推進する農業委員及び農地利用最適化推進委員に、機構の取組みや各種補助事業の周知を行うとともに関係を構築している。

(4) 新規就農者対策

- ア 農地中間管理事業を活用して農用地等を集積した新規就農者に対して、経営初期の負担軽減のために賃借料の1/2補助を行っている。
- イ 果樹産地協議会に参加し、地域農産物の振興や新規就農者の農地確保など、地域の課題に応じた取組みに寄与している。

3 意見

「担い手への農地の集積率約6割」という目標の達成に向けて、機構には引き続き担い手への農地利用集積及び面的集約を中心となって推進し、農地資源の効率的利用と次世代への継承に向けて成果を上げていただきたい。

その際には、次の項目を踏まえた取組みとするよう努められたい。

- (1) 引き続き、市町村や県などの関係機関と連携し、事業制度の周知・浸透に努めながら、基盤整備事業等を契機として初期段階から事業管理に積極的に参画しつつ、地域に入り込んだきめ細かな農地中間管理事業を推進する必要がある。
- (2) 「人・農地プラン」が策定された地区については、地域や市町村、県と連携・役割分担をしたうえで、プランの具体化に取り組む必要がある。また、未済地区におけるプラン策定に向けた取組みにも積極的に参画すること。
- (3) 実績が伸び悩んでいる地域には、圃場整備率が低く、産地形成など土地条件等が整っていない地域も多く、こうしたことを背景に担い手がないことが課題となっている状況がある。

こうした地域での担い手の確保・育成は難しい課題ではあるものの、機構においても、県や市町村、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、JA等の関係機関との役割分担の下で、広域的な農地の流動化や担い手確保などの側面から、積極的にその役割を果たしていくような取組を期待したい。